

和光都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更（和光市決定）

1. 都市計画ごみ焼却ごみ処理場中 1 号和光市ごみ焼却ごみ処理場を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却 ごみ処理場名			
1	和光市ごみ焼却ごみ処理場	和光市下新倉六丁目	約5,600㎡	

2. 都市計画ごみ焼却ごみ処理場に 2 号朝霞和光資源循環組合ごみ焼却ごみ処理場を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却 ごみ処理場名			
2	朝霞和光資源循環組合 ごみ焼却ごみ処理場	和光市新倉八丁目	約24,500㎡	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

和光市及び隣接する朝霞市では、ごみ焼却ごみ処理場を単独で保有し各々ごみ処理を行ってきたが、老朽化による処理能力の低下と維持管理コストの増加が課題となっており、早期建て替えが必要となっている。

安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築のため、両市において、ごみの広域処理の検討がなされ、この度和光市内にて、新たに施設を設けることになったことから、朝霞和光資源循環組合ごみ焼却ごみ処理場を追加するものである。

また、その敷地には既存の和光市ごみ焼却ごみ処理場の資源化施設やストックヤードの稼働が停止した区域を一部含むことから、和光市ごみ焼却ごみ処理場の一部区域を廃止し、その区域を含めて、朝霞和光資源循環組合ごみ焼却ごみ処理場を決定するものである。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、和光都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更についての理由を示したものです。

I. 和光都市計画区域の位置等

和光都市計画区域は、都心から約20km圏、埼玉県南端に位置しています。

また、和光都市計画区域に含まれる土地の区域は、和光市の行政区域の全域です。

【1号和光市ごみ焼却ごみ処理場】

本施設は、和光市の北部に位置し、東武東上線和光市駅から北東に約2.2km、東京外環自動車道と和光北インターチェンジから東に約1kmに位置する、面積約9,200㎡のごみ焼却ごみ処理場です。

II. 変更の理由

和光市及び隣接する朝霞市では、ごみ焼却ごみ処理場を単独で保有し各々ごみ処理を行ってきたが、老朽化による処理能力の低下と維持管理コストの増加が課題となっており、早期建て替えが必要となっている。

安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築のため、両市において、ごみの広域処理の検討がなされ、この度、和光市内にて、新たに施設を設けることになったことから、朝霞和光資源循環組合ごみ焼却ごみ処理場を追加するものである。

また、その敷地には既存の和光市ごみ焼却ごみ処理場の資源化施設やストックヤードの稼働が停止した区域を一部含むことから、和光市ごみ焼却ごみ処理場の一部区域を廃止し、その区域を含めて、朝霞和光資源循環組合ごみ焼却ごみ処理場を決定するものである。

III. 変更の内容

名 称		位 置	面 積	変 更 内 容
番号	ごみ焼却 ごみ処理場名			
1	和光市ごみ焼却ごみ処理場	和光市下新倉六丁目 (和光市大字新倉五反田大字下 新倉字逆川)	約5,600㎡ (約9,200㎡)	・一部区域の削除
2	朝霞和光資源循環組合 ごみ焼却ごみ処理場	和光市新倉八丁目	約24,500㎡	・新規決定

IV. 関連する都市計画

なし

